

青岸清掃センター消防設備点検業務仕様書

(令和8年度)

1 本仕様書は、青岸清掃センター消防設備点検業務を円滑に行うため、その要領を定めたものである。

2 施設名称

(1) 施設名称 青岸エネルギーセンター

所在地 和歌山市湊1342番地3

(2) 施設名称 青岸クリーンセンター

所在地 和歌山市湊1342番地39

3 点検業務

対象設備の機器点検・総合点検。

エネルギーセンター粉末消火器50型1本の取替え。(処分含む)

エネルギーセンター粉末消火器20型2本の処分。

4 点検回数

機器点検 各施設年2回(内1回は総合点検時に実施する)

消防用設備の機能について外観又は簡易な操作をすることにより判別できる事項について、消防用設備の種類に応じて定められた点検基準に従って確認すること。

総合点検 各施設年1回

消防用設備の全部若しくは一部を動作させるか、又は当該消防用設備の種類に応じて定められた点検基準に従って確認すること。

5 業務の実施

受託者は、契約書、仕様書、その他関係法令に基づき、本市係員の指示に従って、能率的、効率的かつ完全に業務を履行しなければならない。また、事故発生又は、発生のおそれがあるときは、必要な処置を講じた上、事故の状況及び処置内容を本市係員に報告し、指示に従わなければならない。

なお、業務実施中における作業員等の事故については、受託者がその責任を負わなければならない。

点検時、設備に不具合が認められた時は、速やかに本市係員に報告し、不具合箇所を調査したのち、指示に従わなければならない。

また、不測の故障等が発生したときは、直ちに技術員を派遣し、調査にあたらなければならない。

点検に必要な機材及び薬剤等に係る費用は、すべて受託者の負担で行うものとする。

6 補償

点検調整に起因する故障が発生したときは、受託者の責任で故障の原因を調査し、修復するものとする。

7 機器、部品の調整及び取替

点検時に発見された不具合は調整等を行うこと。また不良部品は、契約の範囲内で取り替えるものとする。ただし、部品及び材料等は本市が支給する。

8 提出書類の作成

受託者は、すみやかに業務着手届、業務責任者通知書・経歴書、作業者名簿、業務年間工程表（機器点検と総合点検の時期記載、各センター分）を提出しなければならない。また、点検実施2週間前までに作業日程表（各点検内容と点検日記載、各センター分）を提出しなければならない。

点検終了後すみやかに、所定の様式により報告書（3部）、写真（2部）を提出しなければならない。

なお、不具合箇所があれば、その報告には不具合箇所の位置図を必ず添付すること。

業務完了後、完了届（1部）を提出しなければならない。

9 委託業務は、すべて本市の検査に合格しなければならない。

10 当センターは現在、稼働中であり業務に支障をきたさないようにしなければならない。

11 本仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

12 注意事項

両施設は、発電所であり計器類等の電波ノイズによる誤動作を防ぐため、無線機、トランシーバーの使用は原則として禁止するものとする。さらに、タービン発電機室内では携帯電話の使用も禁止する。

13 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

14 金額内訳書の提出について

落札者は、落札後速やかに、青岸エネルギーセンター、青岸クリーンセンターをそれぞれ別にした金額内訳書を作成し、青岸清掃センターに提出すること。

青岸エネルギーセンター 令和8年度

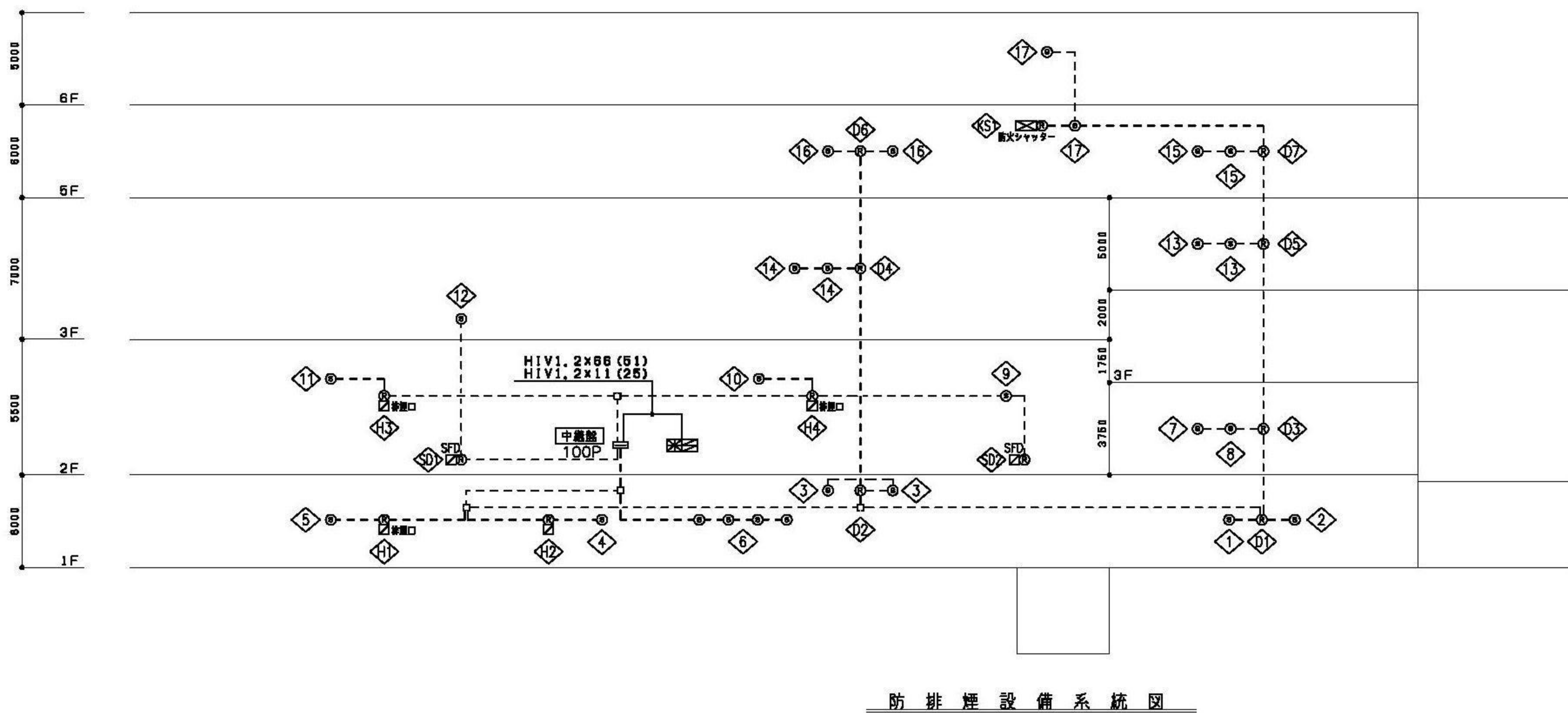
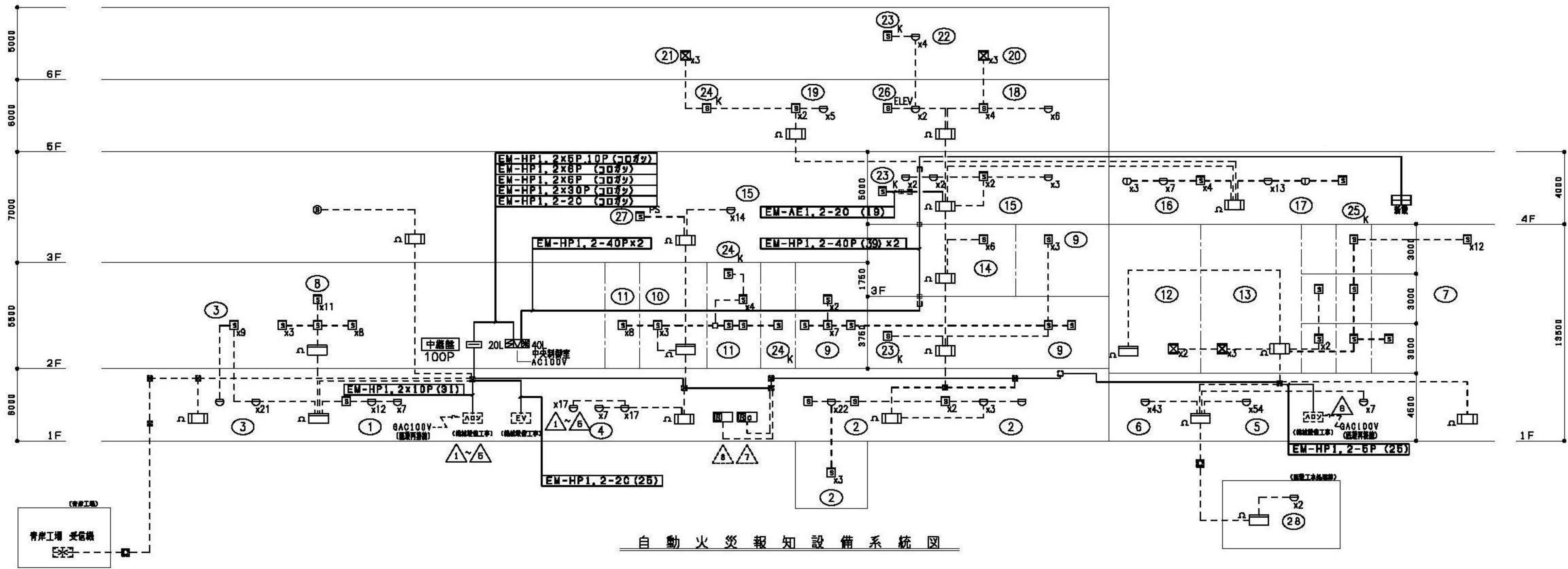
設備内容

名称	品名	数量
消火器具	粉末消火器 ABC粉末4型	1本
	粉末消火器 ABC粉末10型	95本
	粉末消火器 ABC粉末20型	27本
	車載式消火器 ABC粉末50型	9本
消火器取替え(処分費含む)	車載式消火器 ABC粉末50型	1本
消火器処分	粉末消火器 ABC粉末20型	2本
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1台
	起動装置	1式
	ポンプ操作盤	1面
	呼水装置	1式
	消火栓	
	・易操作性1号消火栓 40A	5栓
	・易操作性1号消火栓 40A・65A	4栓
	放水試験	1式
	常用電源	1式
	配線点検	1式
屋外消火栓設備	加圧送水装置	1台
	起動装置	1式
	ポンプ操作盤	1面
	呼水装置	1式
	消火栓 65A	4栓
	放水試験	1式
	常用電源	1式
	配線点検	1式
	ハロゲン化物消火設備	手動起動装置
消火剤貯蔵容器(68ℓ) A2型		18本
起動用ガス容器 二酸化炭素 1ℓ		5本
警報装置		11台
放出表示灯		18台
電源装置		1式
配線点検		1式
防排煙制御設備 (排煙設備・防排煙設備)		連動制御盤
	排煙機	1台
	煙感知器	28個
	排煙口	4箇所
	起動装置	4箇所
	防火扉	9台
	ダンパー	2台
	防火シャッター	1台
	電源装置	1式
	配線点検	1式

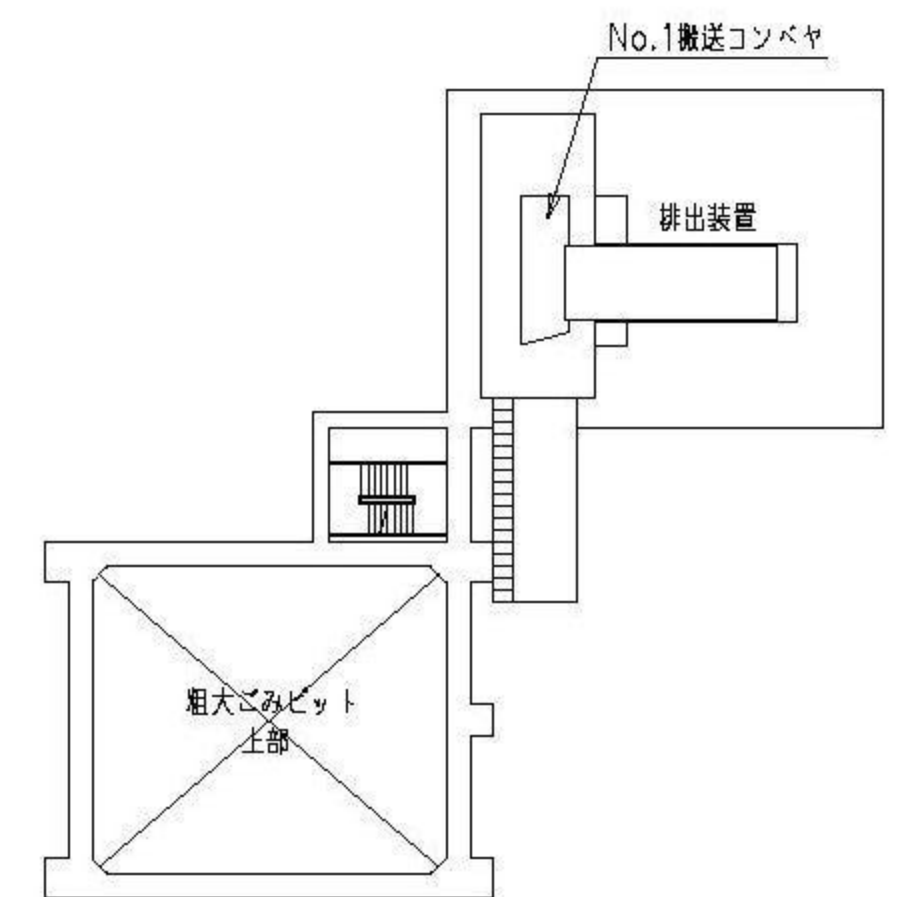
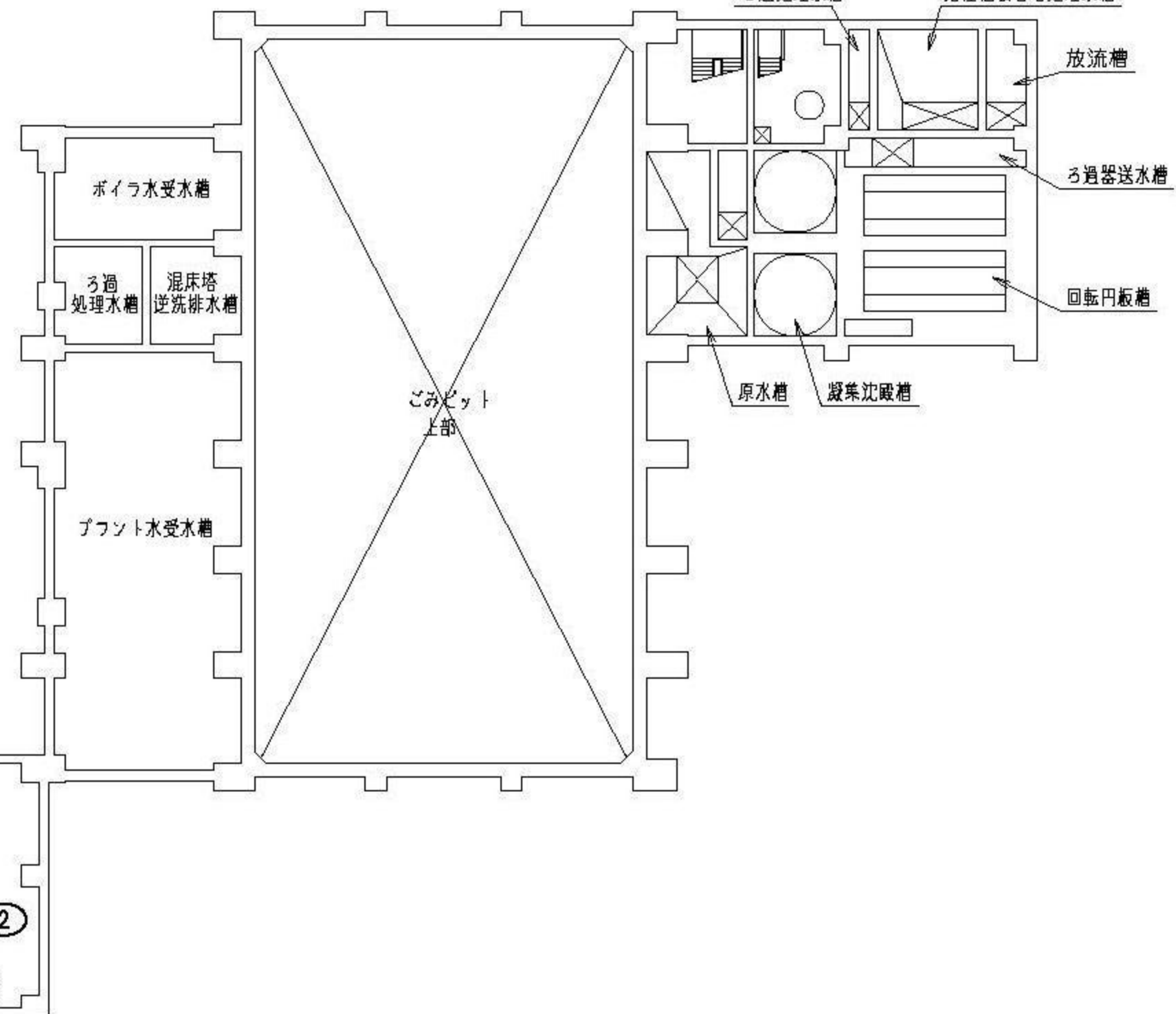
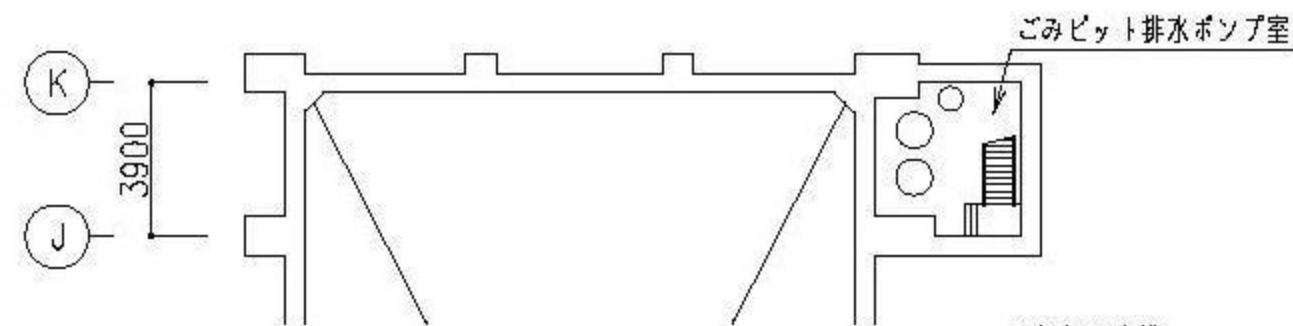
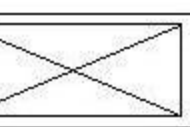
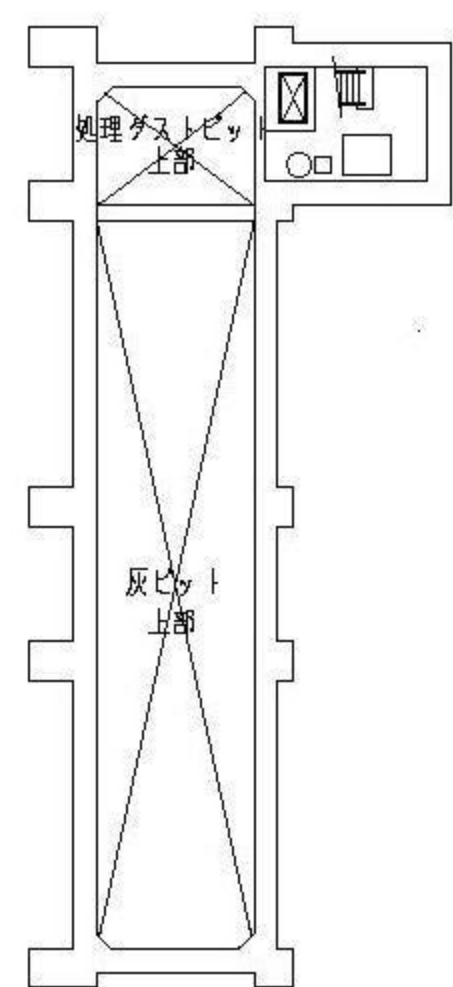
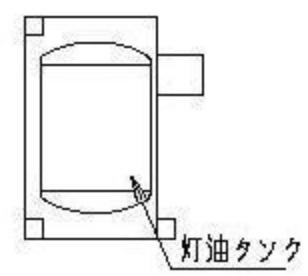
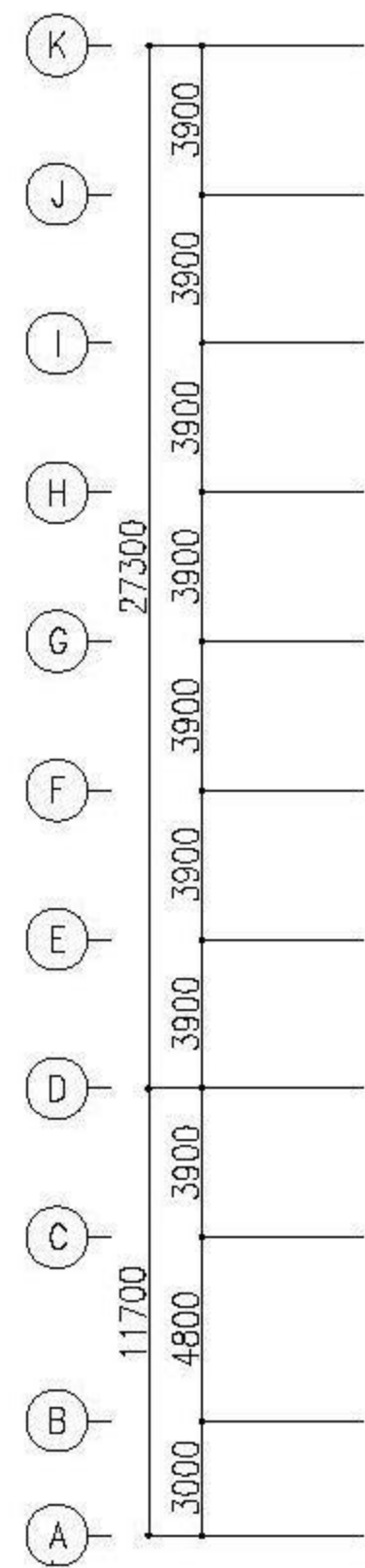
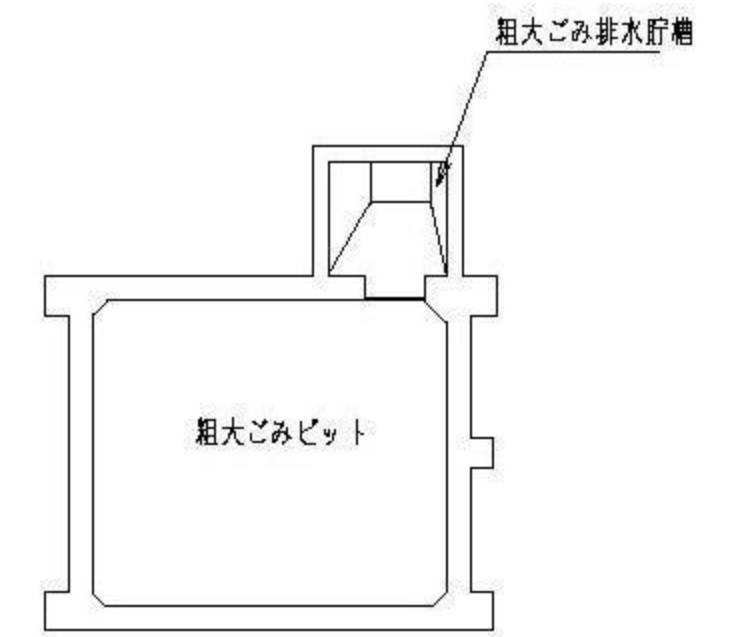
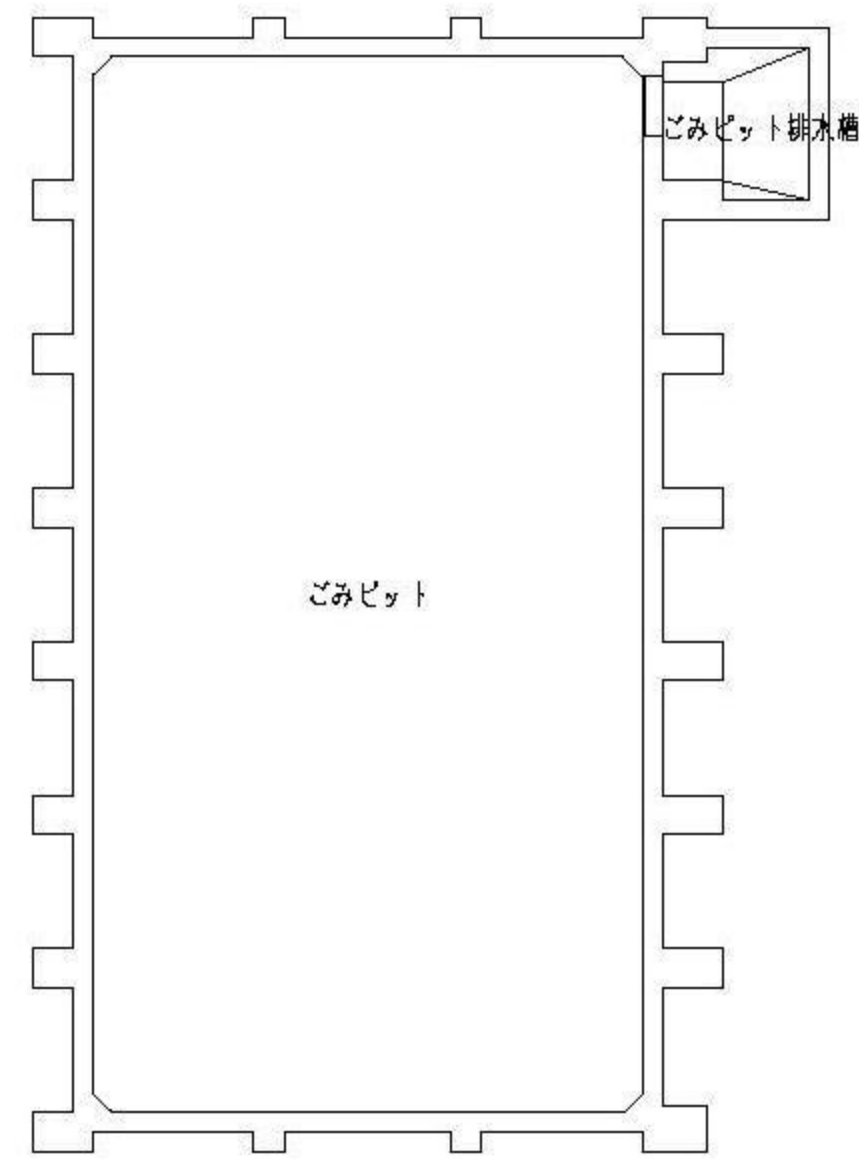
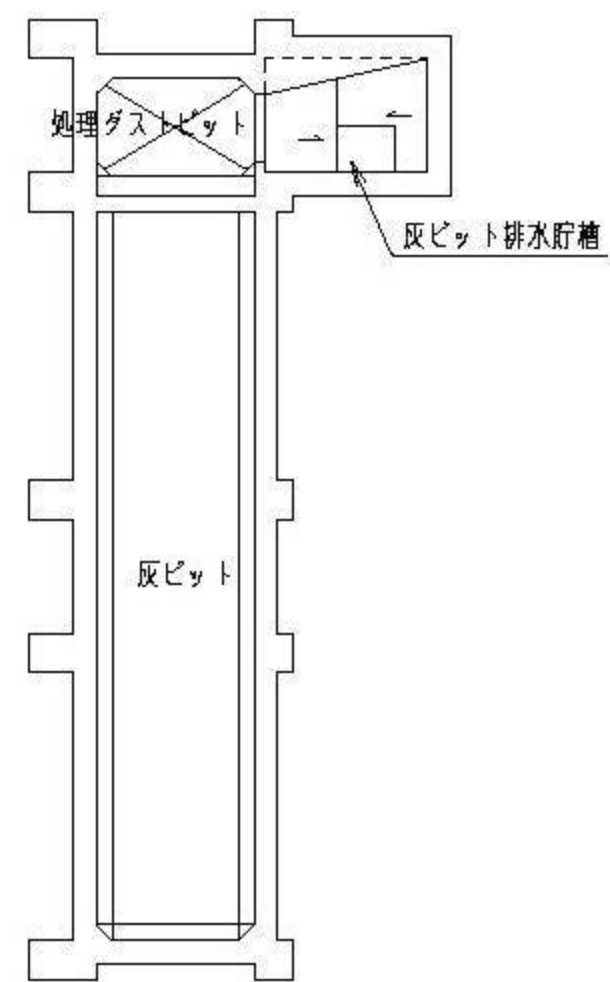
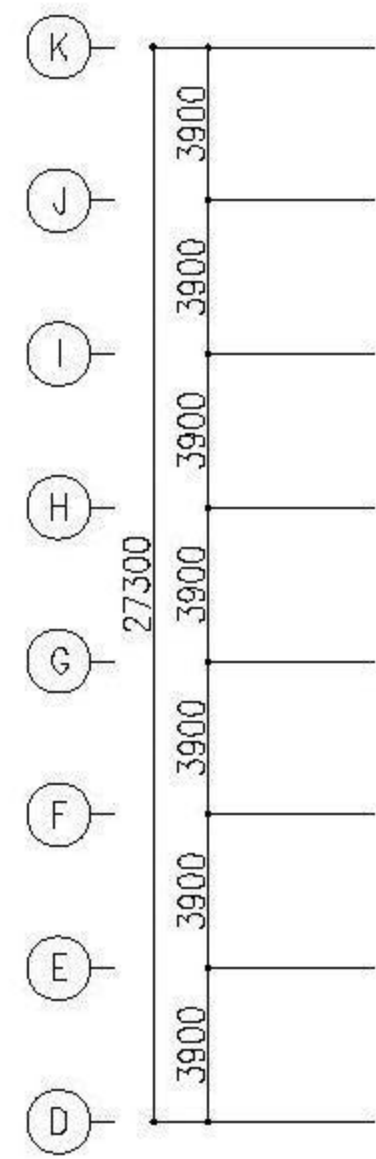
名称	品名	数量	
自動火災報知設備	受信機P型1級 70/40L	1台	
	副受信機P型1級 70回路	1台	
	感知器		
	・差動式	分布型	21個
		スポット型	268個
	・定温式	スポット型	1個
		スポット型防水型	6個
		スポット型防爆形	1個
	・煙感知器	光電式	118個
	発信器		
	・屋内消火栓用	P型1級	9個
	・屋外消火栓用	P型1級	4個
	・機器収納箱用		6個
	表示灯		
	・屋内消火栓用		9個
	・屋外消火栓用		4個
	・機器収納箱用		6個
	地区音響装置		
	・屋内消火栓用		9個
	・屋外消火栓用		4個
	・機器収納箱用		6個
	・露出型		1個
	消火栓起動装置		
・屋内消火栓用		9個	
・屋外消火栓用		4個	
電源装置		1式	
配線点検		1式	
誘導灯及び誘導標識	避難口灯	B級	6個
		C級	40個
	通路灯	C級	28個
	電源装置		1式
	配線点検		1式
非常電源(蓄電池設備)	蓄電池		1式
	充電装置		1式
	制御装置		1式
連結送水管	連結送水口		2組
	連結放水口	65A差込式	4栓

名称	品名	数量
消火器具	粉末消火器 ABC粉末10型	96 本
	粉末消火器 ABC粉末20型	1 本
	車載式消火器 ABC粉末50型	4 台
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1 台
	起動装置	1 式
	ポンプ操作盤	1 面
	呼水装置	1 式
	消火栓	33 台
	起動スイッチ	33 個
	表示灯	33 個
	放水テスト	1 式
	常用電源	1 式
	配線点検	1 式
泡消火設備	加圧送水装置	1 台
	原液タンク（操作部も含む）	1 台
	自動起動装置	1 式
	ポンプ操作盤	1 面
	泡ヘッド	90 個
	流水検知器	1 台
	手動起動弁	8 台
	混合装置	1 式
	放出テスト(放水試験, 起動試験)	1 式
	泡消火薬剤 アルファフォーム310R(40L) ヤマトプロテック(株)製(混合濃度3%)	(全8区画中 4区画を試験 対象とする)
	感知装置	37 個
	呼水装置	1 式
	圧カスイッチ	1 個
	自動警報装置	1 式
	常用電源	1 式
	配線点検	1 式
粉末消火設備	加圧ガス容器	2 本
	容器開放弁	2 個
	開放弁	2 台
	噴射ヘッド	2 個
	起動容器	2 本
	起動用開放器	2 個
	ホースリール	2 台

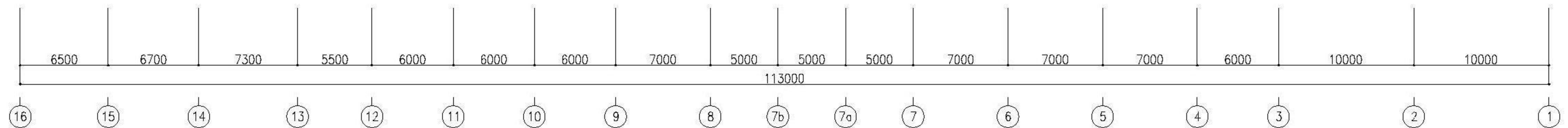
名称	品名	数量	
自動火災報知設備	受信機	1 台	
	表示器	1 台	
	感知器		
	・差動式	スポット型	195 個
		分布型	37 個
	・定温式	スポット型	166 個
	・煙感知器		138 個
	・赤外線式炎感知器 型式2RA-P		7 個
	発信器		35 個
	地区音響装置		38 個
	電源装置		1 式
配線点検		1 式	
ガス漏れ火災報知設備	受信機	1 台	
	検知器	3 個	
	中継器	1 個	
	ガス漏れ表示灯	1 個	
	常用電源	1 式	
	予備電源	1 式	
	配線点検	1 式	
避難器具	垂直式救助袋	1 台	
	金属避難梯子	1 台	
誘導灯及び誘導標識	避難口灯	123 個	
	通路灯 (小型)	25 個	
	通路灯 (中型)	7 個	
	階段灯	33 個	
	電源装置	1 式	
	配線点検	1 式	
防排煙制御設備 (排煙設備・防排煙設備)	連動制御盤	1 台	
	排煙機	1 台	
	煙感知器	21 個	
	排煙口	1 台	
	ダンパー	23 台	
	防火シャッター	3 台	
	電源装置	1 式	
	配線点検	1 式	
連結送水管	連結送水口	3 組	
	連結放水口	18 個	

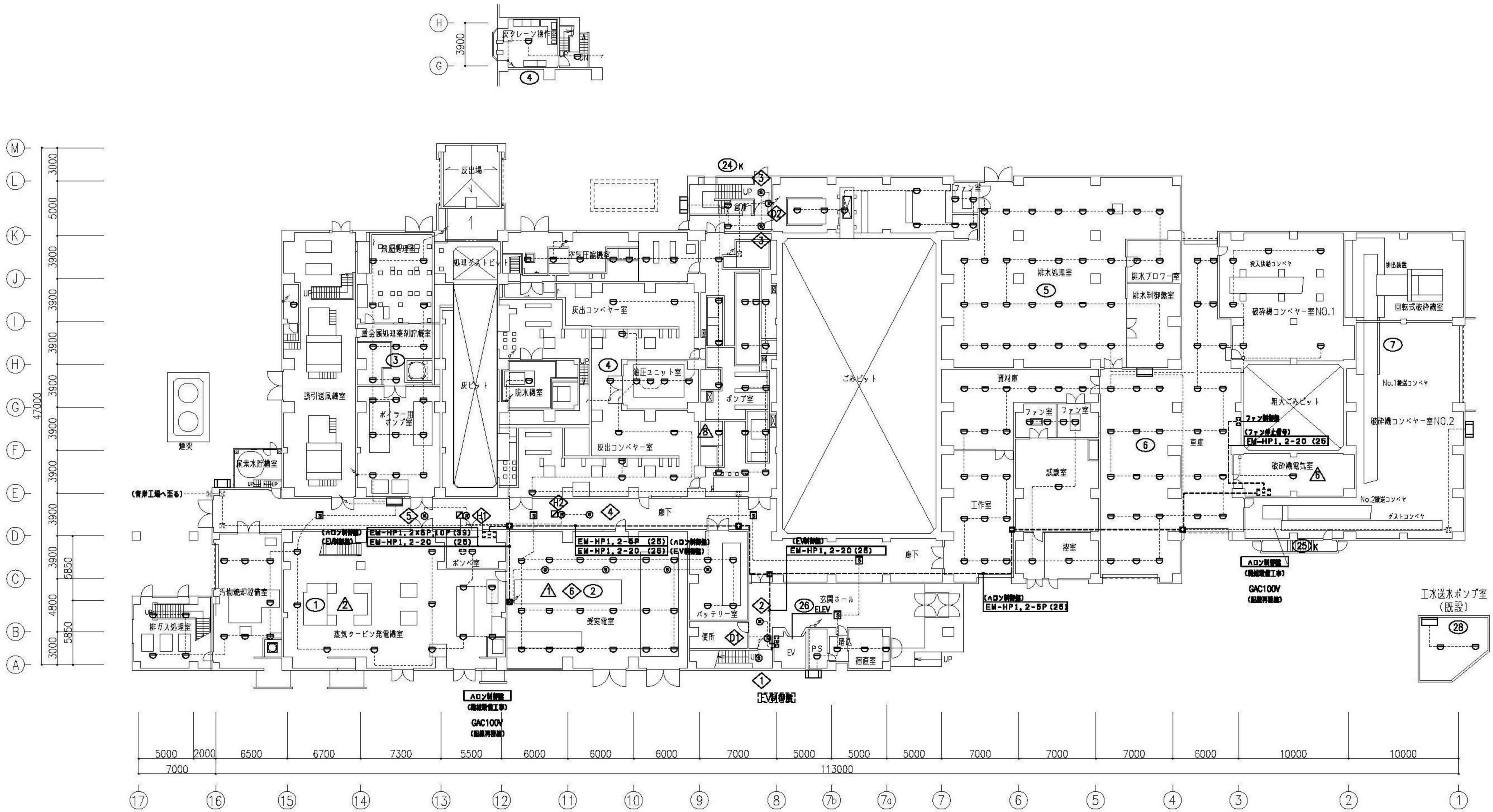


設備系統図



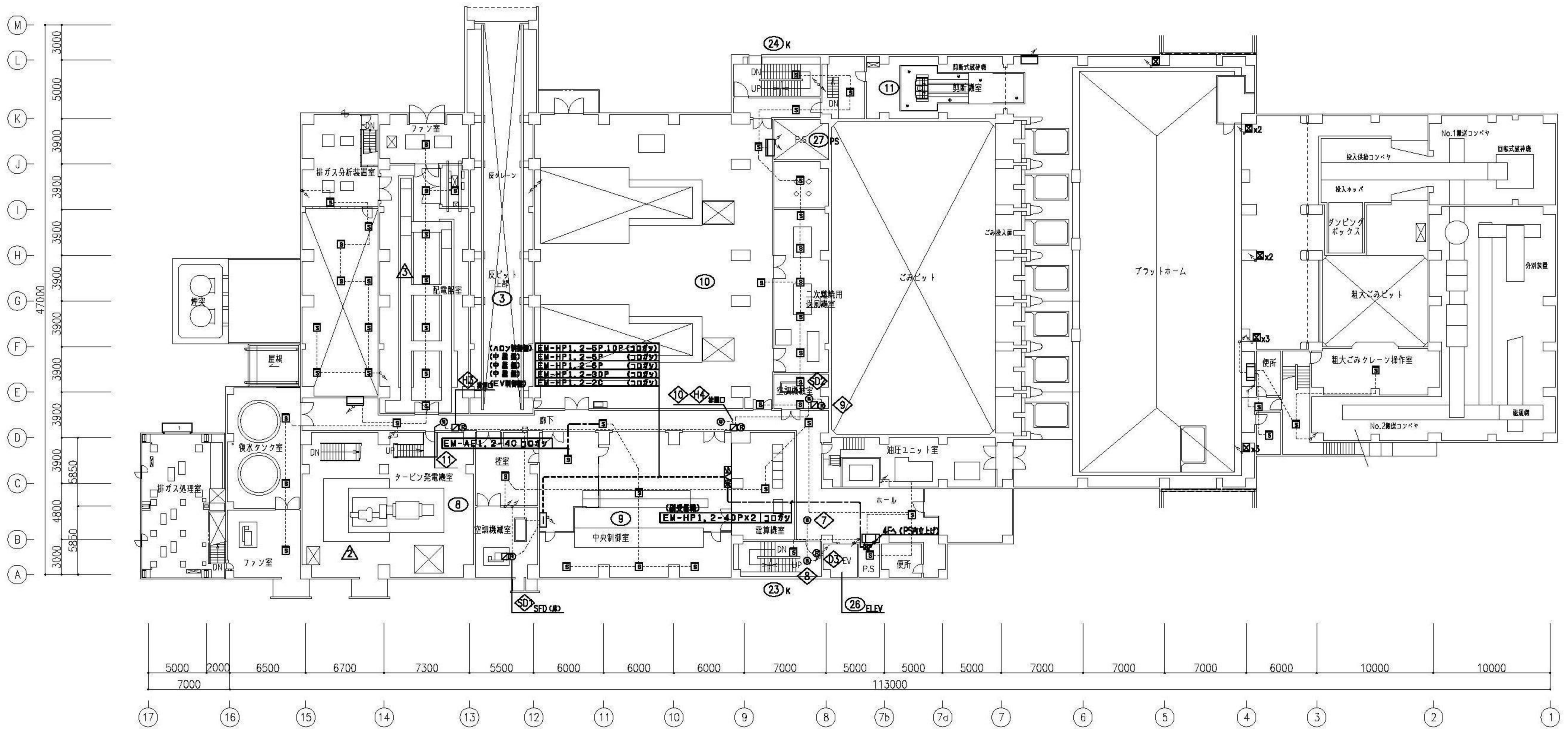
地階



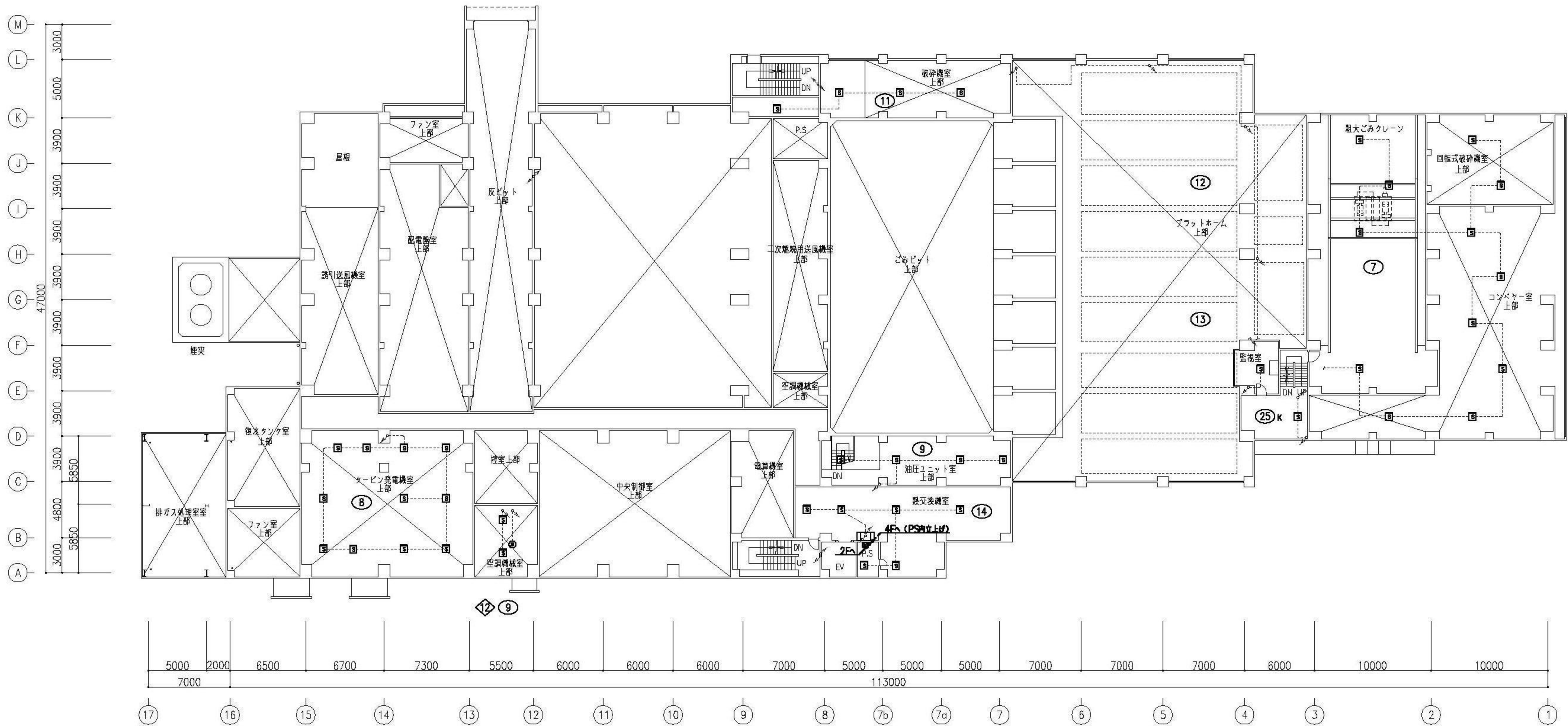


1階 平面図

1階

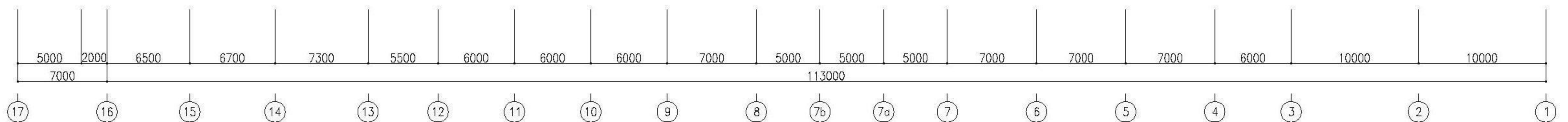
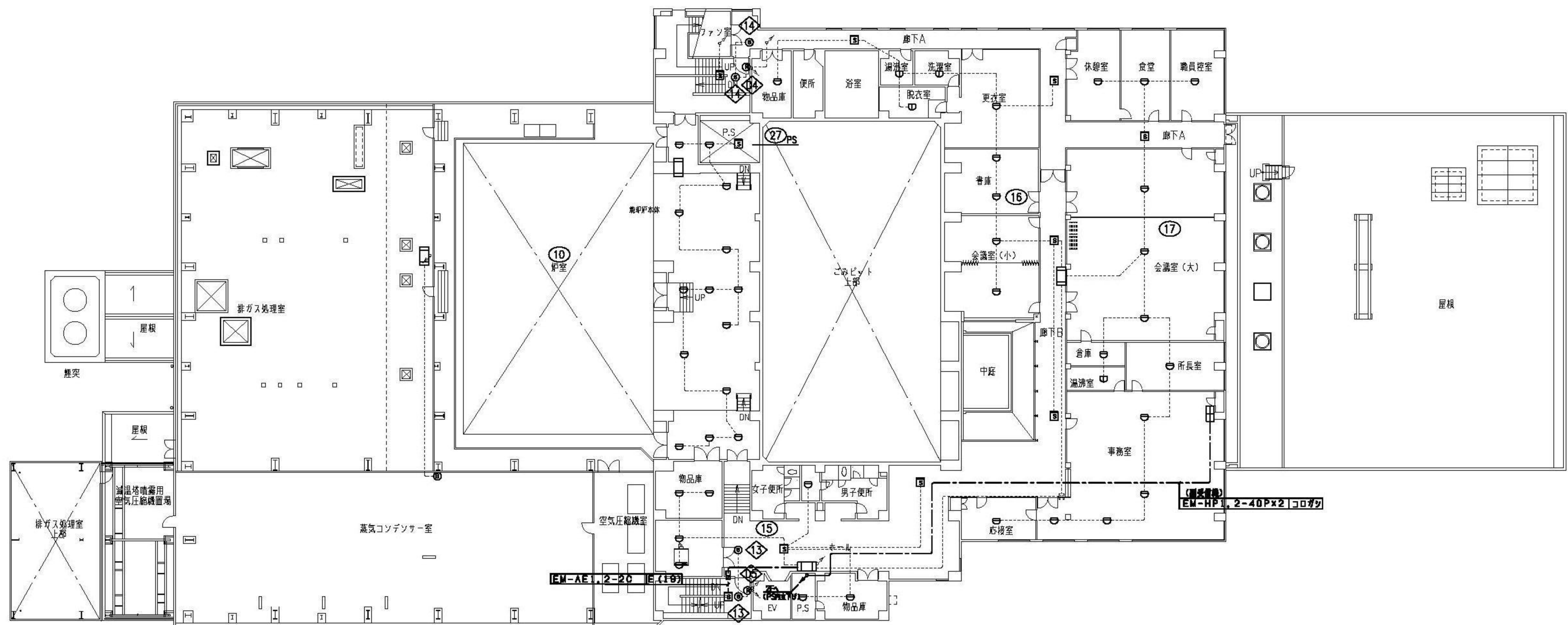
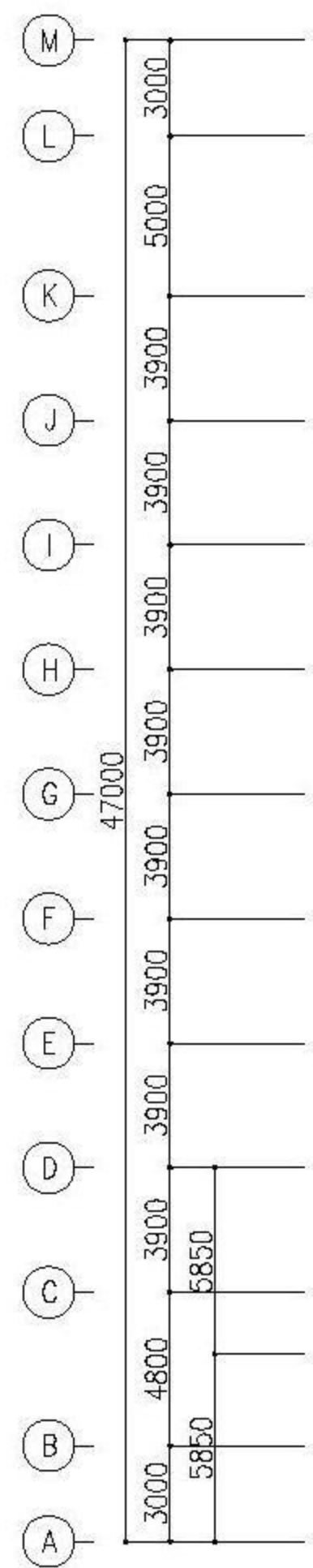


2階 平面図



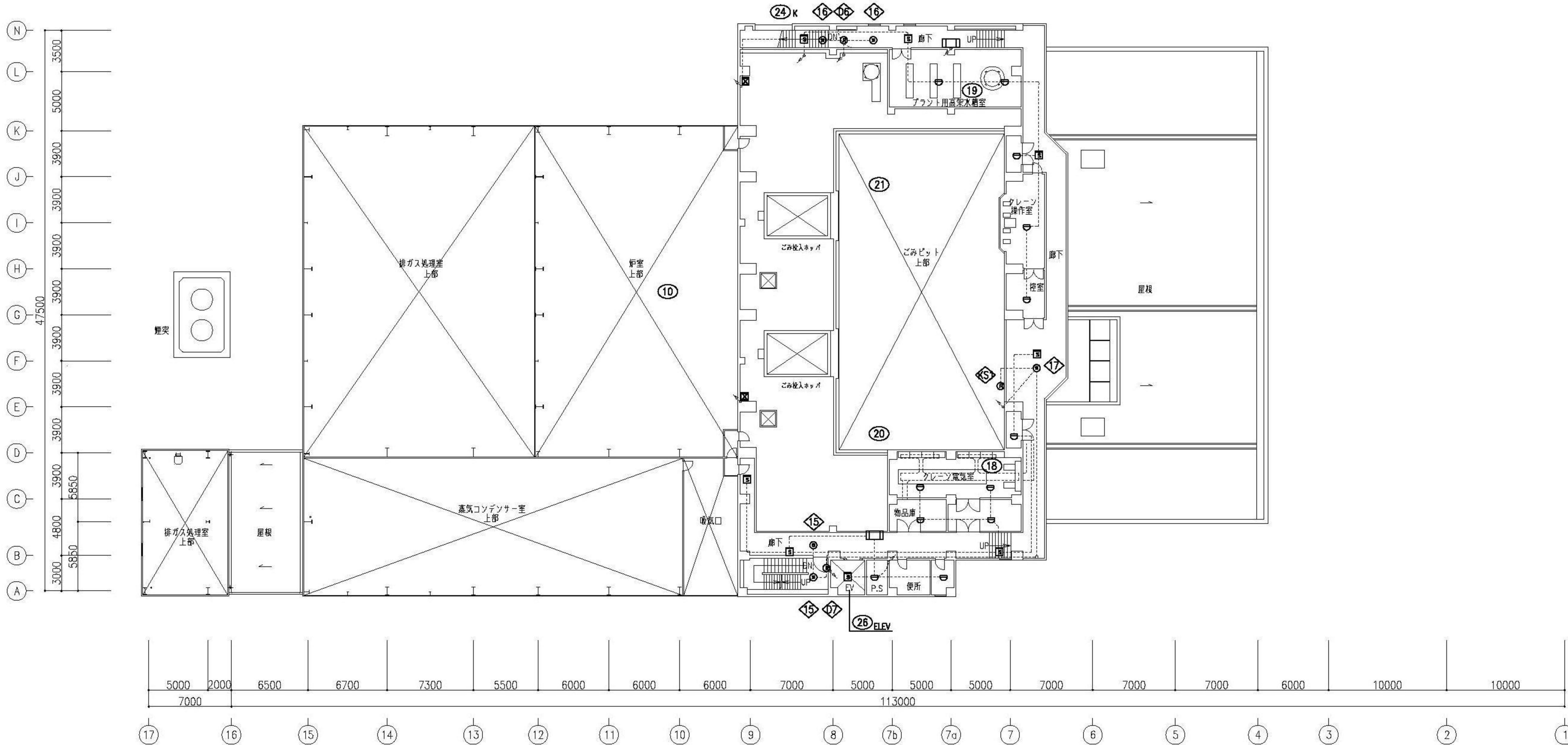
3階 平面図

3階



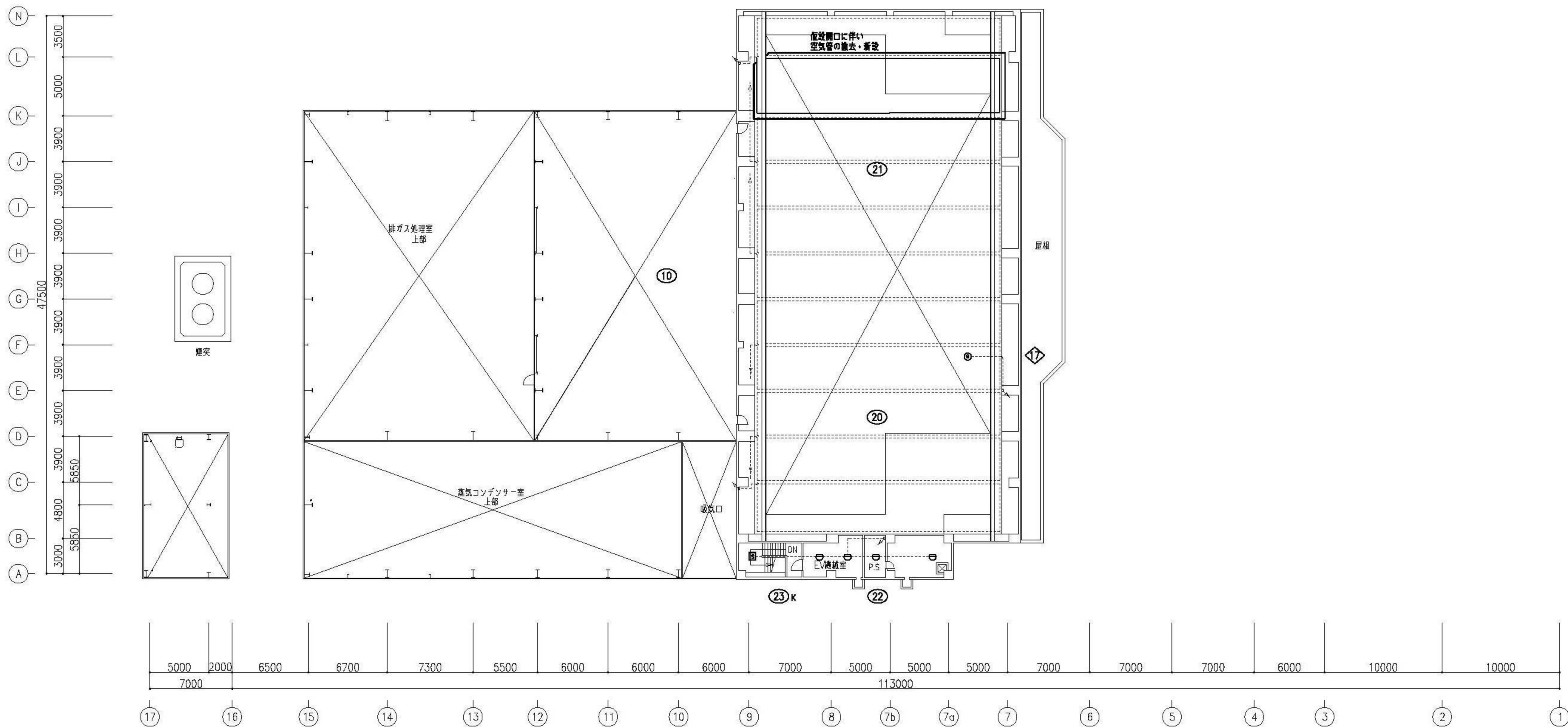
4階

4階 平面図



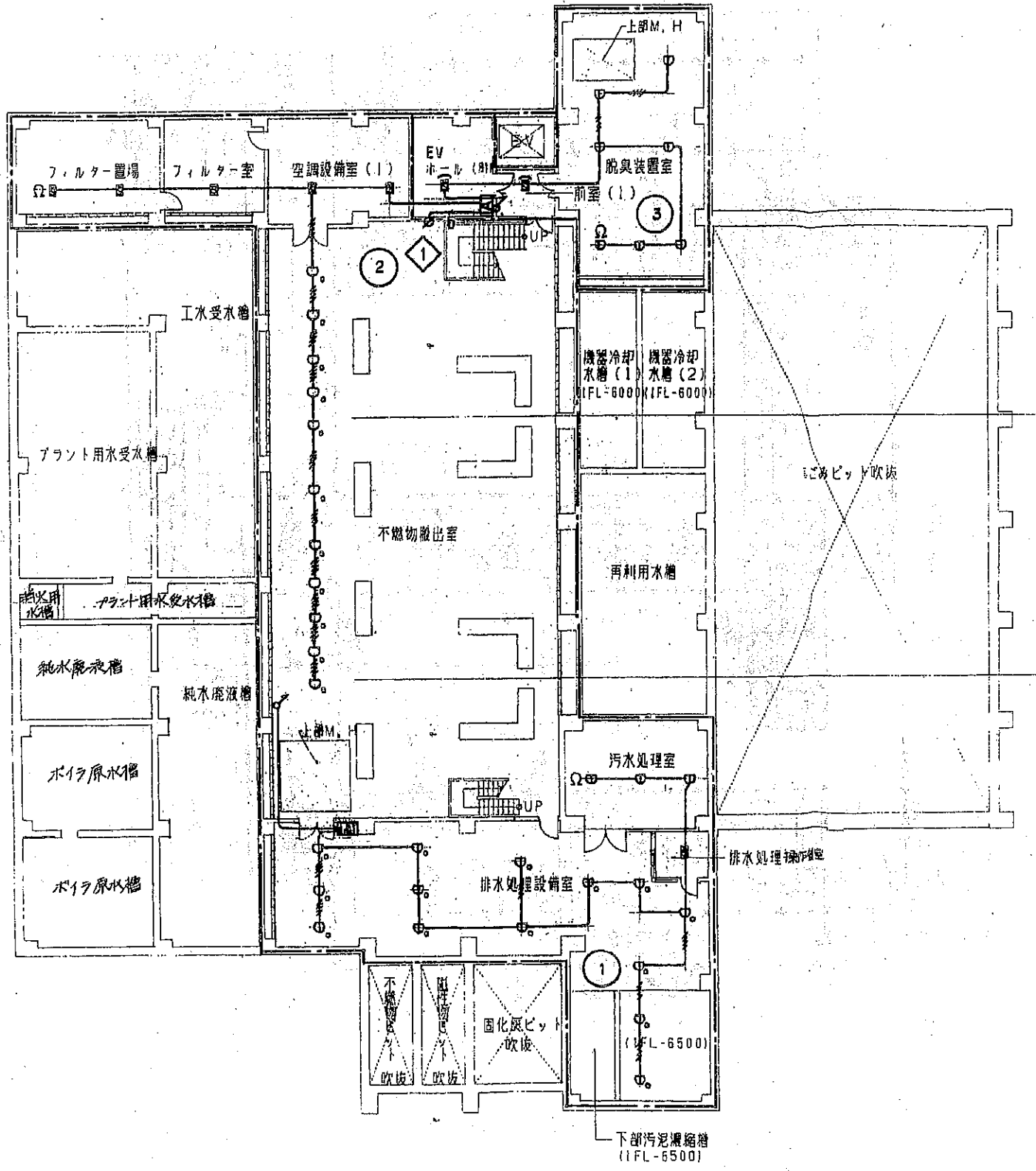
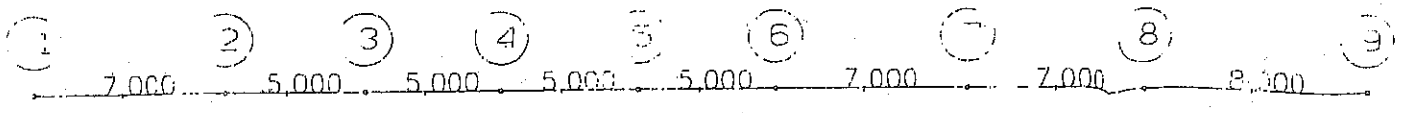
5階 平面図

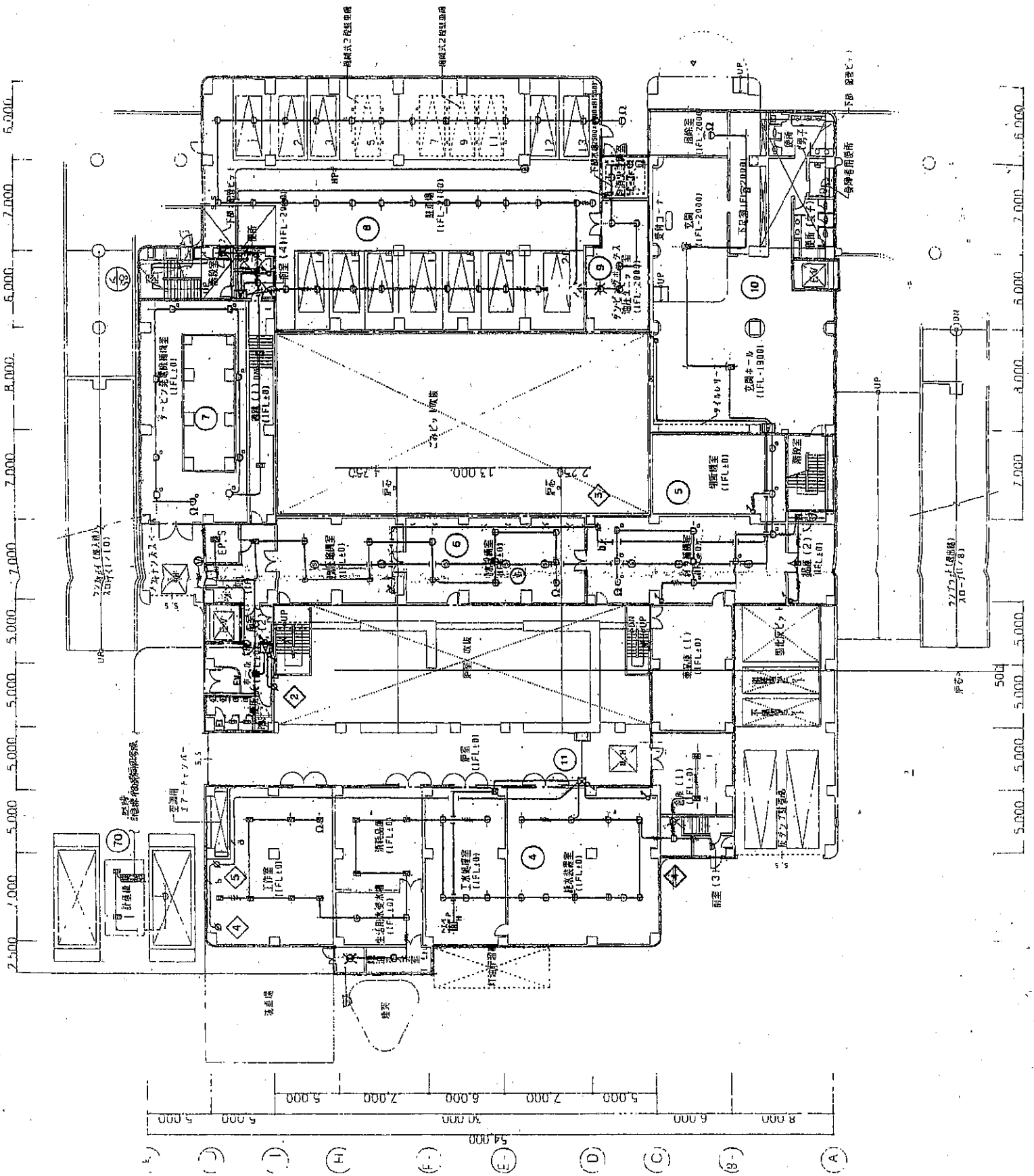
5階

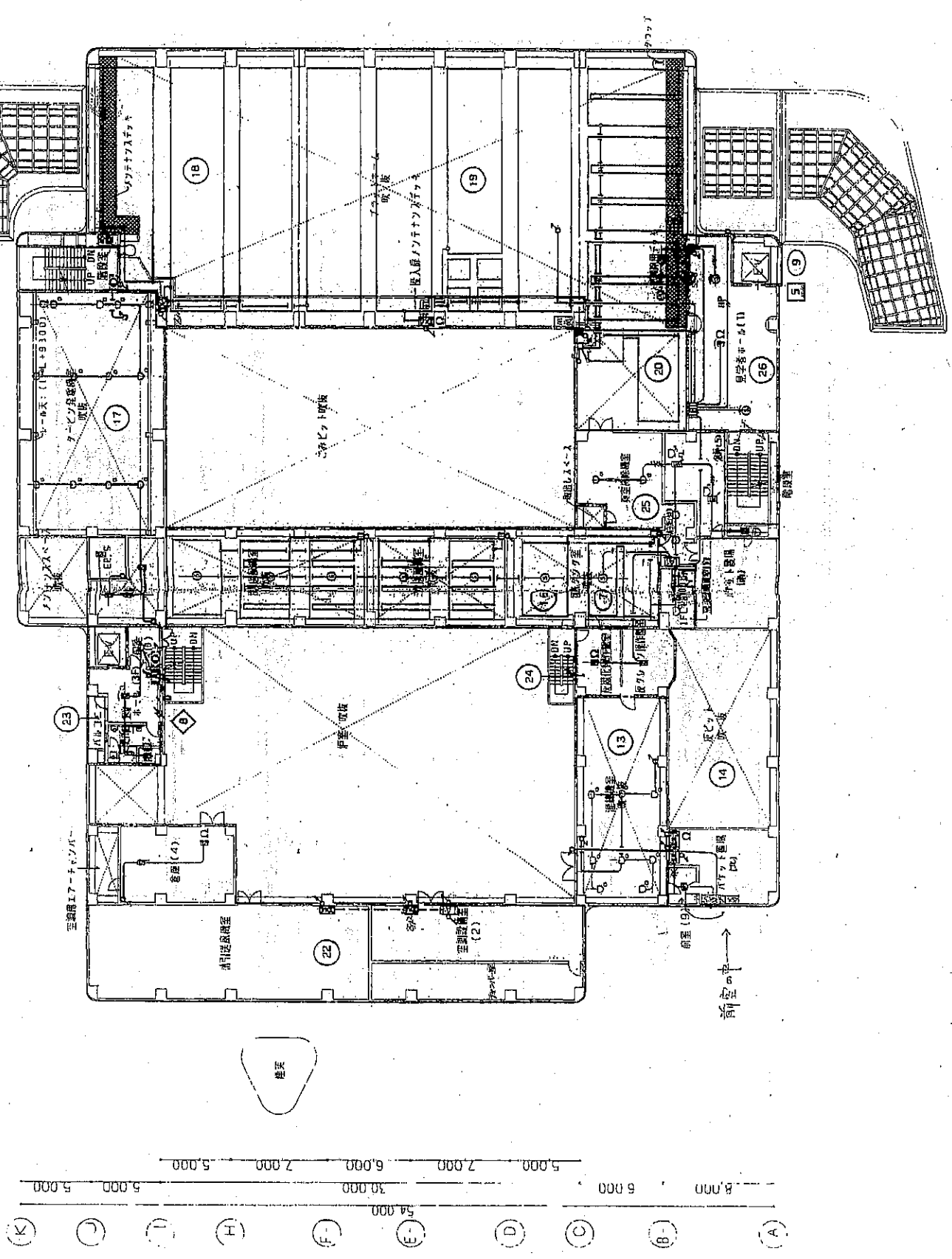


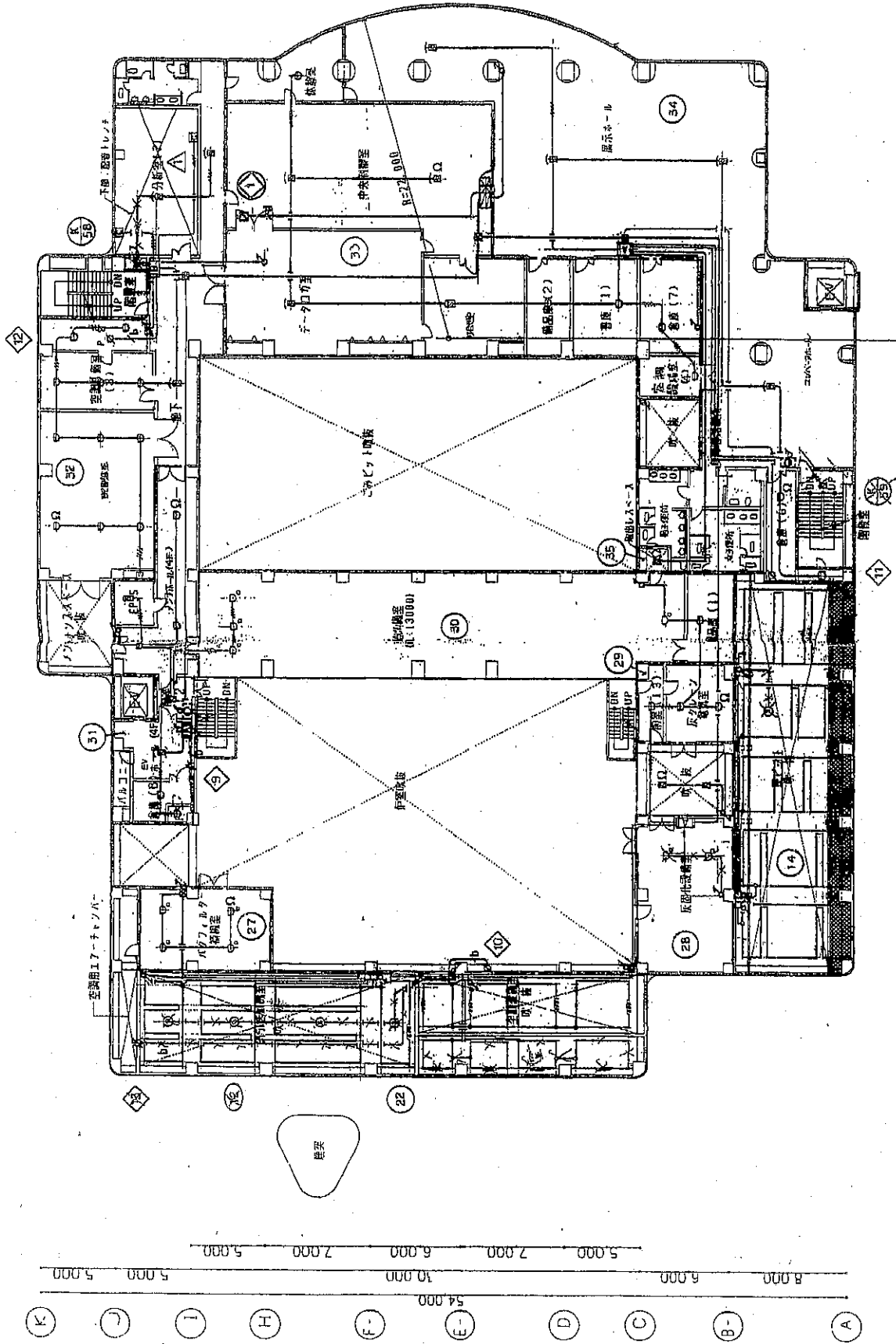
6階

6階 平面図







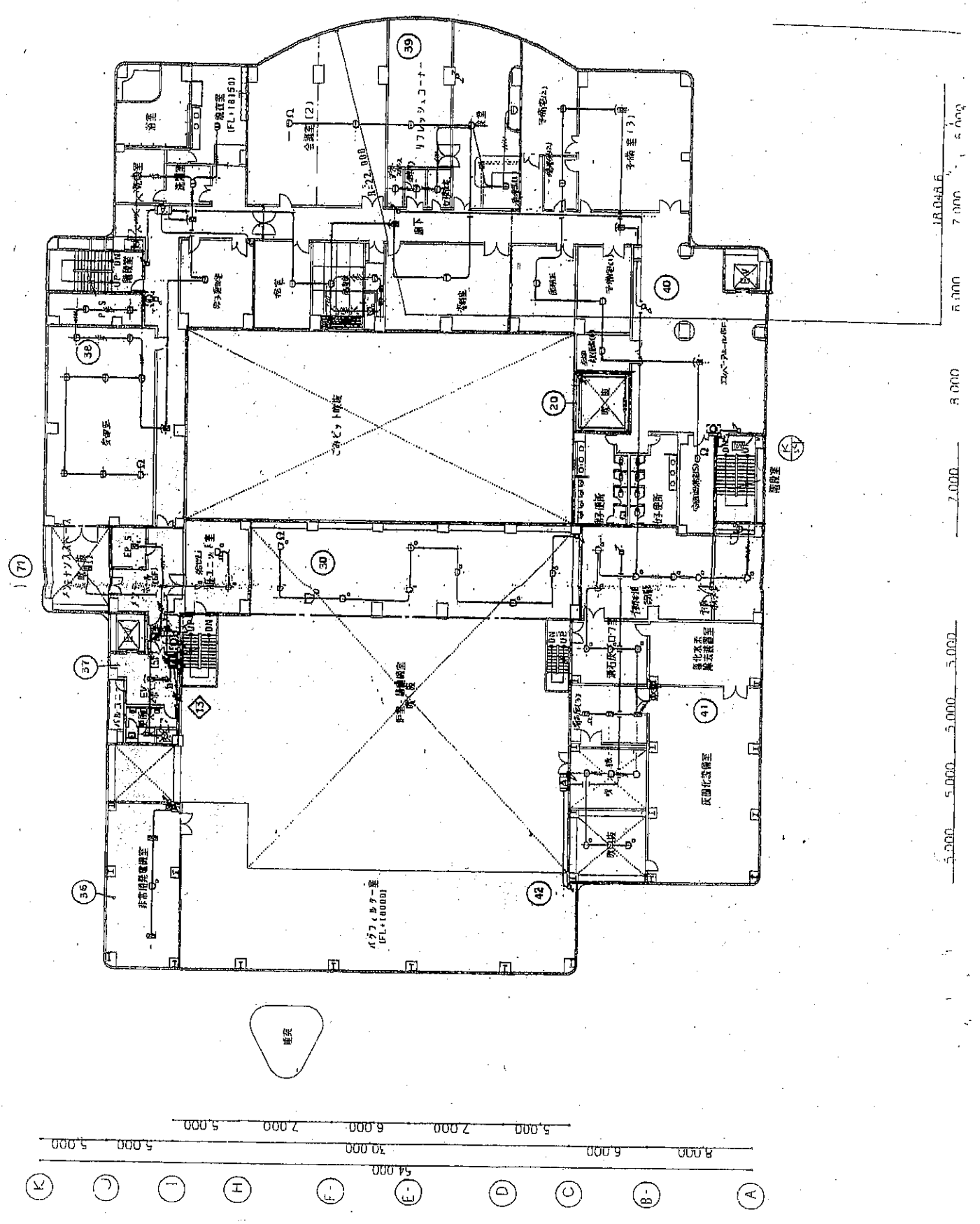


7,000 5,000 5,000 5,000 5,000 7,000 8,000 6,000 7,000 6,000

5,000 5,000 5,000 5,000 7,000 8,000 6,000 7,000 6,000 18,048.5

(A) (B) (C) (D) (E) (F) (G) (H) (I) (J) (K)

8,000 6,000 5,000 7,000 6,000 5,000 5,000 5,000



6.000

7.000

5.000

8.000

7.000

5.000

5.000

5.000

5.000

5.000

5.000

5.000

5.000

5.000

18.045.6

7.000

5.000

8.000

7.000

5.000

5.000

5.000

5.000

5.000

5.000

5.000

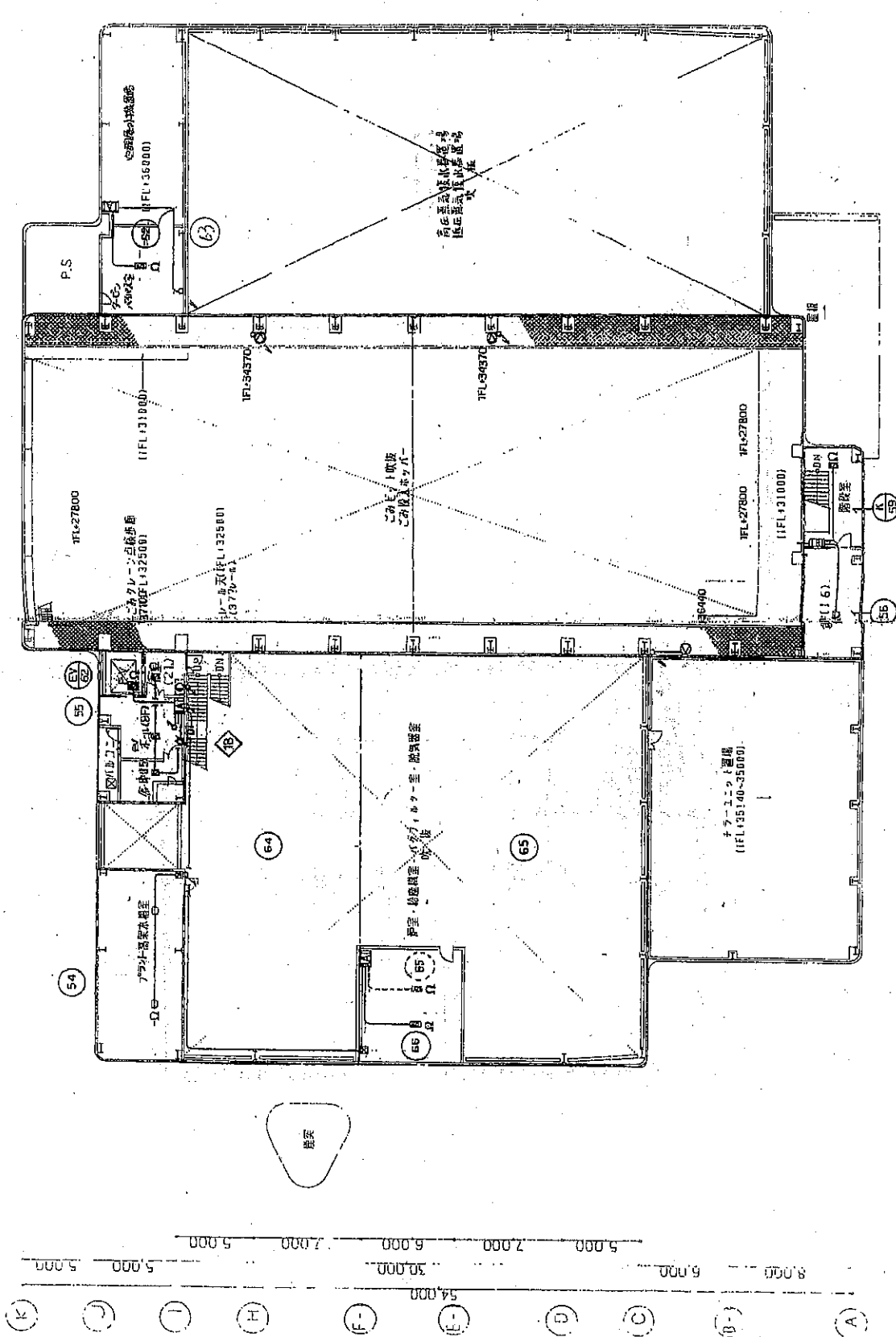
5.000

5.000

5.000

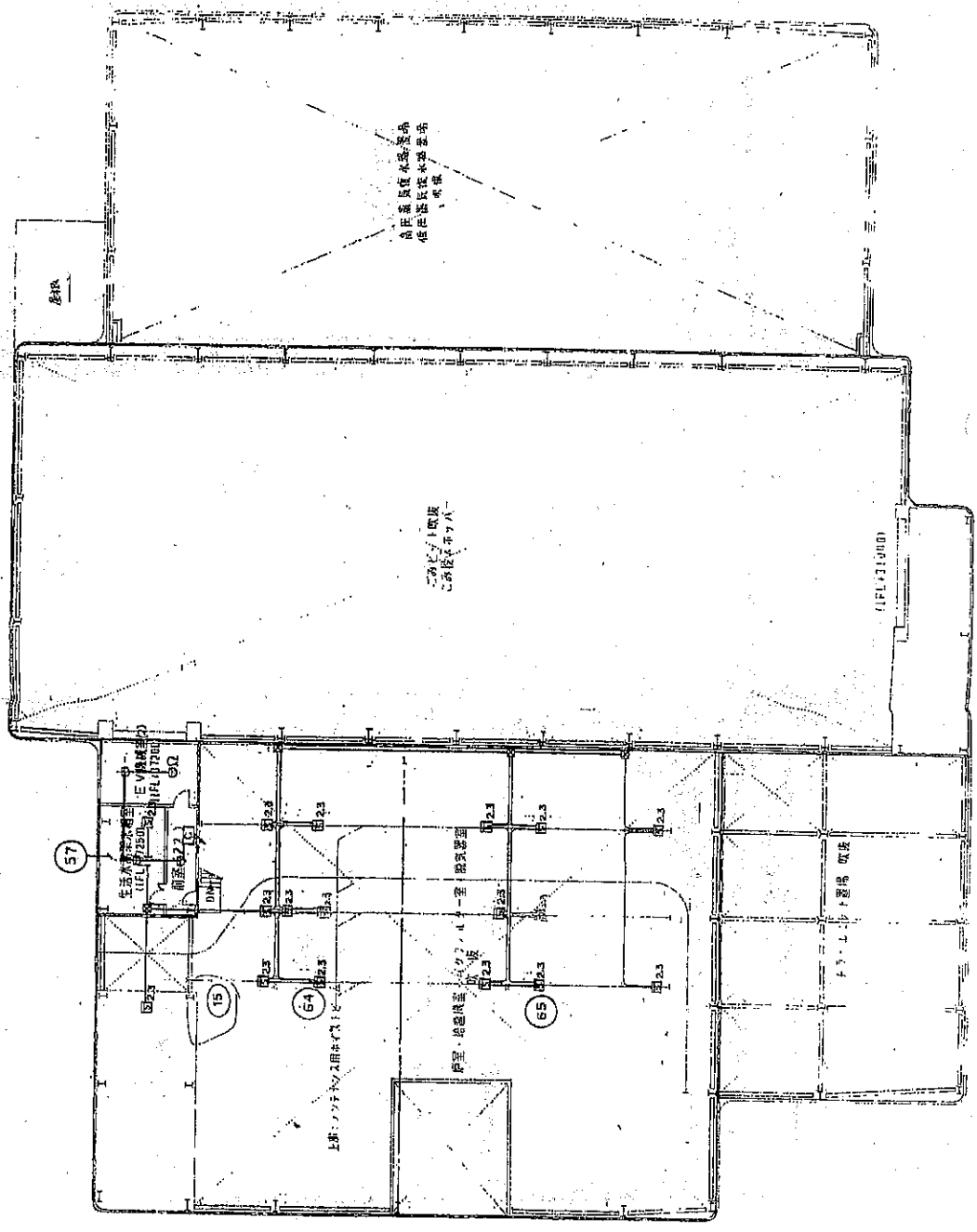
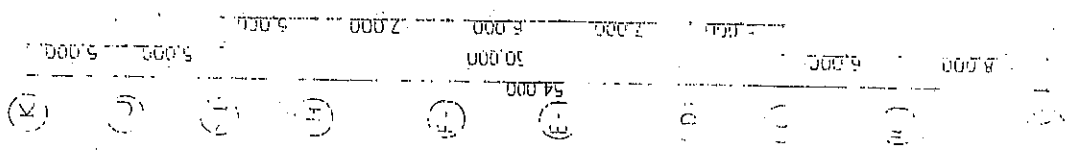
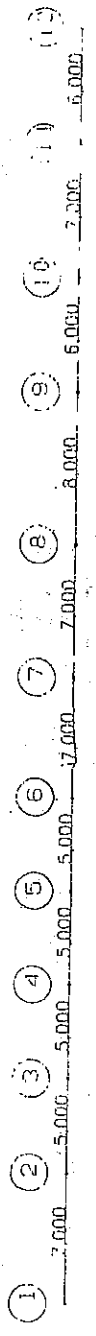
5.000

5.000





1F L+40500 平面図



業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務委託）

第1条 甲は和歌山市青岸清掃センター（青岸エネルギーセンター 和歌山市湊1342番地3、青岸クリーンセンター 和歌山市湊1342番地39）における、青岸清掃センター消防設備点検業務（以下「業務委託」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 8年 月 日から令和 9年 3月31日までとする。

（業務委託の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って業務委託を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税 円分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務委託の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務委託の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務委託の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務委託の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して業務委託の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、業務委託の内容を変更し、又は業務委託を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 業務委託の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、業務委託の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により業務委託を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、業務委託を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行すべき全ての業務委託について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、当該月分の委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中業務委託を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
- 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、業務委託の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠

償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により業務委託の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による業務委託の一時中止期間が6か月を超えたとき。

- 2 第13条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

(守秘義務等)

第19条 乙は、業務委託を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、その業務委託に従事する者が業務委託を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の業務委託に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、業務委託の履行に際し作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、業務委託の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、業務委託の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。